

第16回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和6年3月8日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
7 番	伊藤 貴美	欠	8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出
10 番	岡田 康平	出	11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出
13 番	片岡 節男	出	14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 10 時 10 分

- | | |
|----------------------|--|
| 1 開会の辞
事務局長(種村明広) | ただいまから第16回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。 |
| 2 会長挨拶
会長(伊藤和雄) | お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第16回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 |
| 3 開会の宣言
議長(伊藤和雄) | いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
只今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第16回いなべ市農業委員会を開会いたします。 |
| 4 議事日程
(日程第1) 議長 | それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、3番議席中村進也委員と、5番議席藤田一房委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。 |
| (日程第2) 議長
(日程第3) | それでは、報告第31号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第32号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 |

事務局	日程第2 報告第31号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次のとおり、農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和6年3月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。 今回の法人1団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。 日程第3 報告第32号 農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和6年3月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、25件、39筆、面積 42,540㎡であることを報告します。 議長 報告第31号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。 また、報告第32号については、合意解約による通知を受けたものです。 報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。 (日程第4) 議長 続きまして、議案第84号「農用地利用集積計画の決定について」
------------	---

事務局	を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第4 議案第84号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和6年3月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。 通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。 議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。 今回の案件は、すべて中間管理事業分です。49件、96筆、総面積128,235.00㎡となっています。
議長	事務局の説明は終わりました。 本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回はすべて、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。 内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。 特に無いようですので、議案第84号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。 本議案につきましては、 、 、 に関する案件が含まれております。 農業委員会等に関する法律第31条第1項により当該3名は議事に参与できませんので、当議案のみ3委員を除いて採決を取りたいと思います。 本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(日程第5)	議長	全委員挙手です。 よって本議案は原案どおり決定されました。
	事務局	続きまして、議案第85号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 日程第5 議案第85号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分） 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和6年3月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の3条所有権移転の申請は、9件、19筆、面積15,817㎡です。 <72番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の畑です。 譲受人である愛知県知多郡武豊町の■■■■が四日市市の■■■■、■■■■が所有する議案書に記載の1筆、271㎡を売買により譲り受ける申請です。 <73番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の田です。 譲受人である北勢町麻生田の■■■■が大安町丹生川中の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、3,636㎡を売買により譲り受ける申請です。 <74番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の田です。 譲受人である北勢町麻生田の■■■■が四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の4筆、5,320㎡を売買により譲り受ける申請です。 <75番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。 譲受人である員弁町北金井の■■■■が員弁町北金井の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、241㎡を売買により譲り受ける申請です。 <76番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の田です。 譲受人である藤原町長尾の■■■■が滋賀県長浜市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、2,672㎡を売買により譲り受ける申請です。 <77番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の畑です。 譲受人である大安町梅戸の■■■■が京都府京田辺市の■■■■

	が所有する議案書に記載の 1 筆、342 m²を売買により譲り受ける申請です。 <78 番案件>の申請地は、大安町石樽北・石樽南地内の茶畑です。 譲受人である大安町石樽南の [] が大安町石樽北の [] が所有する議案書に記載の 5 筆、924 m²を売買により譲り受ける申請です。 <79 番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畑です。 譲受人である北勢町麓村の [] が北勢町平野新田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、210 m²を売買により譲り受ける申請です。 <80 番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の田です。 譲受人である北勢町垣内の [] が北勢町垣内の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、2,201 m²を売買により譲り受ける申請です。 以上 9 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。 特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 85 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。 続きまして、議案第 86 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 日程第 6 議案第 86 号 農地法第 4 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（知事処分）
議長	
(日程第 6) 議長	
事務局	

	次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年3月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は、1件、7筆で1.18㎡です。 ＜5番案件＞の申請地は、北勢町新町地内の畑です。場所は新町地内の農用地区域内です。 転用計画としては、所有者である岐阜県加茂郡川辺町の認定農業者である [REDACTED] が、議案書に記載の農地に営農型太陽光発電施設を設置したい旨の計画です。 農地 2,385㎡の内、転用申請面積は 1.18㎡です。内訳は、支柱部分 176本の面積 0.78㎡と構内電柱 0.405㎡です。 最低地上高 2mの位置に太陽光パネル 303枚 780.03㎡を設置します。 この太陽光発電施設の下部の営農計画としましては、申請人がオリーブを栽培します。主な作業としては、定植、灌水、施肥、除草です。 また、このような営農型太陽光発電施設の下部の日照、気温についてオリーブ栽培に支障がない旨を知見を有する者から意見書が、提出されております。 土地造成は整地を行い、雨水排水は自然浸透です。 以上4条転用許可申請1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、2月29日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第86号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 何か質問はありますか。
伊藤治義委員	例えば10年後に営農型太陽光施設を農地に復元しようとする

		また転用が必要なのですか。
	事務局	今回の太陽光発電業者ですと 10 年後に許可が切れるので、その時にまた同じ申請手続きをしてもらいます。3 年の業者は 3 年後です。でもその間に、単収が見込めなかったり、違反の部分がありましたら、その時点で元の農地に復元してもらうことになります。
	伊藤治義委員	営農型太陽光発電施設は、いなべ市で今まで事例はありますか。
	事務局	2 件あります。1 件は下部農地で柿を育てており、もう 1 件はタマリユウを栽培しています。
	伊藤治義委員	それは何年前からですか。
	事務局	3、4 年前からくらいです。
	伊藤治義委員	現状は、どのように把握しているのですか。
	事務局	毎年、単収等を報告してもらっています。
	議長	他に特に無いようですので、議案第 86 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
(日程第 7)	議長	続きまして、議案第 87 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 7 議案第 87 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権許可申請承認について（知事処分） 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 6 年 3 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊

藤 和雄

今回の申請は、8件、25筆で12,545.74㎡です。

<59番案件>は、大安町丹生川久下地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、譲受人である東京都練馬区に住所を有する[]が、大安町丹生川久下の[]が所有する議案書に記載の3筆、458.74㎡を、建売分譲住宅用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土50cmし、整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透及び既存の北側道路側溝へ放流予定です。

<60番案件>は、大安町梅戸及び門前地内の田畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、譲受人である員弁町大泉新田の[]が、大安町梅戸の[]が所有する議案記載の5筆471㎡を、個人住宅用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は50cm程度の盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透及び既存の東側道路側溝へ放流予定です。

<61番案件>は、大安町丹生川久下地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、申請人である三重郡菰野町の[]が、大安町丹生川久下の[]が所有する議案書に記載の1筆、251㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は30cm未満の盛土及び、整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は既存の道路側溝へ放流予定です。

<62番案件>は、北勢町大辻新田地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、申請人である北勢町麓村の[]が北勢町平野新田の[]が所有する議案書に記載の2筆、505㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は50cm程度の盛土及び、整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は既存の東側道路側溝へ放流予定です。

<63 番案件>は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、3 種農地です。

転用計画としては、申請人である愛知県日進市の[]が、北勢町麻生田の[]が所有する議案書に記載の 1 筆、739 m²を、共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は既存の東側道路側溝へ放流予定です。

<64 番案件>は、員弁町大泉地内の田です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、申請人である員弁町大泉の[]が員弁町大泉の[]、[]が所有する議案書に記載の 1 筆、199 m²を、隣接宅地と併せて 430.97 m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は 90 cm 程度の盛土及び、整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は既存の道路側溝へ放流予定です。

<65 番案件>は、藤原町鼎地内の田です。現況は畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、譲受人である東京都中央区に住所を有する[]が、四日市市の[]と桑名市の[]が所有する議案書に記載の 5 筆、6,383 m²を、太陽光発電施設として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

なお、この案件は 3,000 m²を超える案件であるため、後日、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

<66 番案件>は、北勢町北中津原、平野新田地内の田畑です。現況は畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、譲受人である東京都中央区に住所を有する[]が、北勢町北中津原の[]と[]が所有する議案書に記載の 7 筆、3,539 m²を、太陽光発電施設として転用

	したい旨の計画です。 土地造成は整地のみを行い、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。 なお、この案件も 3,000 m²を超える案件であるため、後日、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。 以上 5 条所有権移転 8 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明は終わりました。 これらの案件につきましても、2月29日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。
現地調査委員	議案第 87 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」8 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。
議長	ありがとうございました。 これらの議案について、何か質問はありますか。
中村正治委員	太陽光発電施設ですが、業者が遠方であると 20 年後とか売電終了後には、必ず撤去してもらえるのかを懸念しています。
事務局	売電など稼働している間は管理をされるでしょうが、売電が終了した後にきちんとパネル等を処分するのか、そこは懸念されるところです。法律でその辺りを細かく整備されると良いと思います。
議長	他に特に無いようですので、議案第 87 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。

(日程第 8)	議長	続きまして、議案第 88 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
	事務局	日程第 8 議案第 88 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 6 年 3 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は 7 件、11 筆、1,641.88 ㎡です。 <53 番案件>の申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、田畑です。 願出者は大安町梅戸の■■■■で、昭和 50 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 <54 番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の台帳地目、畑です。 願出者は員弁町笠田新田の■■■■で、昭和 48 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 <55 番案件>の申請地は、北勢町阿下喜の台帳地目、畑です。 願出者は名古屋市の■■■■、■■■■で、昭和 45 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 <56 番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の台帳地目、畑です。 願出者は北勢町垣内の■■■■で、平成 12 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 <57 番案件>の申請地は、藤原町下野尻地内の台帳地目、畑です。 願出者は藤原町下野尻の■■■■で、昭和 49 年から宅地に転用し、現在に至っております。 <58、59 番案件>の申請地は、北勢町中山地内の台帳地目、畑です。 一体利用地として使用していますので、併せてご説明いたします。 願出者は北勢町中山の■■■■と岐阜県各務原市の■■■■で、平成 2 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。 以上 7 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。

5 その他	議長	事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。
	伊藤治義委員	最後の案件の 58,59 番ですが、この申請はどうして部分的な証明願いなのか、そして残った部分は農地として残すということなのでしょうか。
	事務局	今回は内数での申請で、残った部分は畑のままで残します。部分的な証明というのも過去にあります。 この辺りの境界が入り組んでいたのもので、宅地や進入路部分を今回整理したい旨があり、このような証明願いが出されました。
	議長	他に特に無いようですので、議案第 88 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。
	議長	議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 他に事務局から何かありますか。
	事務局	次回は、4 月 3 日午前 9 時から現地調査、6 番議席松葉里美委員と 11 番中村正治委員は出席をお願いします。 次回委員会は、4 月 10 日です。場所は、行政棟 2 階庁議室となります。よろしくお願いします。
6 閉会の宣言	議長	それでは、これをもちまして第 16 回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。
【午前 10 時 10 分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊 藤 和 雄

議事録署名者

議事録署名者
